

創業等の支援としての奨励金・助成金制度

現在、創業等を行った事業主に対して、創業等に要した費用の一部について支援する「地域雇用受皿事業特別奨励金」、「受給資格者創業支援助成金」、「高年齢者等共同就業機会創出助成金」及び人材の雇入れに係る賃金を助成する「中小企業基盤人材確保助成金」等の奨励金・助成金制度があります。

今回は平成16年度の法改正事項の内容を盛り込み、上記4つの制度の概要をご紹介します。なお、各制度とも支給要件・提出書類等が複雑になっておりますので、詳細はご相談下さい。

| 助成金名 | 地域雇用受皿事業特別奨励金 | 受給資格者創業支援助成金 | 高年齢者等共同就業機会創出助成金 | 中小企業基盤人材確保助成金(*) |
|------------------|--|--|--|---|
| 何に対して支給されるの？(種別) | 創業 | 創業 | 創業 | 創業や異業種進出 |
| 支給対象事業主の要件は？ | 1. 法人 2. 地域に貢献する事業*が主たる業務であること | 1. 法人又は個人事業主 2. 創業受給資格者*が設立したものであること 3. 設立後3ヶ月以上事業を行っているもの | 1. 法人 2. 3人以上の高年齢創業者*の出資により設立された法人であること 3. 設立後6ヶ月以上事業を行っているもの | 1. 中小企業事業主* 2. 新分野進出等*に伴い、事業のために施設・設備等へ300万円以上の費用を負担する事業主であること |
| 支給されなくなることはあるの？ | 1. 偽りその他の不正行為により他の助成金等を受け、又は受けようとしたことがある場合は不支給となります。 2. 法人設立日から支給されるまでの間に、労働者を会社都合で解雇したことがあると、支給されません。 | 1. 偽りその他の不正行為により他の助成金等を受け、又は受けようとしたことがある場合は不支給となります。 | 1. 偽りその他の不正行為により他の助成金等を受け、又は受けようとしたことがある場合は不支給となります。 | 1. 偽りその他の不正行為により他の助成金等を受け、又は受けようとしたことがある場合は不支給となります。 2. 実施計画申請日の6ヶ月前から支給対象労働者の雇入れ後6ヶ月までの間、事業主都合による常用労働者の離職又は一定以上の特定受給資格者を出した場合等は不支給となります。 * 支給対象事業が他の会社の子会社等である場合は、親会社にも同様の要件が求められます。 |
| 大まかな手続きの流れは？ | 法人設立 事業計画申請・認定 初回支給申請 | 創業計画書申請・認定 法人設立 初回支給申請 | 法人設立 計画申請・認定 支給申請 | 法人設立 改善計画申請・認可 実施計画申請・認可 支給申請 |
| 計画等の申請時期は？ | 法人設立後6ヶ月以内に事業計画を申請・認定 | 法人などを設立する前日までに 創業計画を申請・認定 | 法人設立後に計画の申請・認定 (計画書申請期間と支給申請期間は下記ポイント*参照) | 新分野進出等開始日から6ヶ月以内に改善計画を申請・認定し、その後実施計画*を申請・認定 |
| 支給申請の時期は？ | 法人設立の日から6ヶ月経過後、かつ3人目の雇いいれから3ヶ月経過後以降、支給申請を行うことができます。 | 初回支給申請は、雇用保険の適用事業主となつてから3ヶ月経過後から1月以内 | * 下記ポイント参照下さい。 | 当該助成金は助成対象期間を雇入れから1年間としており、1期(前半6ヶ月分)、2期(後半6ヶ月分)に分けて支給されます(基盤人材の場合、1期目として70万円、2期目として70万円が支給されます)。 初回の支給申請の時期は、実施計画申請書の提出後、1期目の最終日の翌日から1ヶ月以内であり、2回目の申請時期は2期目最終日の翌日から1ヶ月以内です。 |
| 大まかな手続きの流れは？ | 法人設立 事業計画申請・認定 初回支給申請 | 創業計画書申請・認定 法人設立 初回支給申請 | 法人設立 計画申請・認定 支給申請 | 法人設立 改善計画申請・認可 実施計画申請・認可 支給申請 |
| どういう人を雇うともらえるの？ | 創業支援対象労働者*を3人以上(うち1人以上は非自発的失業者)雇用すること | 設立後1年以内に1人以上、労働者を雇用すること | 支給申請日*に45歳以上の高年齢者等を1人以上雇用すること | 実施計画期間中に、企業の基盤となる人材を1人以上雇用(短時間労働被保険者ではない一般被保険者に限る)すること |
| ポイントは？ | * 地域に貢献する事業とは？ 個人向け・家族向けサービス 社会人向け教育サービス 企業・団体向けサービス 住宅関連サービス 子育てサービス 高齢者ケアサービス 医療サービス リーガルサービス 環境サービス 地方公共団体からのアウトソーシングの事業のことをいいます。 | * 創業受給資格者とは？ 離職後、職安にていわゆる失業給付をもらう手続きをして、失業給付の受給要件を満たしている人のこと。但し、算定基礎期間*が5年以上の者のみが対象となります。 | * 高年齢創業者とは？ 法人の設立登記の日において45歳以上の中高年齢者等のことをいいます。 * 計画書申請期間と支給申請期間は、下記3パターンとなります。 | * 基盤人材とは？ 下記 いずれにも該当するものをいいます。 専門的な知識や技術を有し、部下を指揮・監督する立場にある者 年収350万円以上(賞与等臨時に支払われた賃金を除く)の者 (注)異業種進出の場合の基盤人材は、異業種にかかる業務に専従することが必要です。また、異業種において従来事業とは別の事務所を賃貸するなど、場所的な区別が判別できるようになっていなければならないので要注意です。 |

| 助成金名 | 地域雇用受皿事業特別奨励金 | 受給資格者創業支援助成金 | 高年齢者等共同就業機会創出助成金 | 中小企業基盤人材確保助成金(*) |
|--|---|---|--|---|
| ポイントは？(続き) | * 創業支援対象労働者とは？ 下記 ~ 全てを満たす労働者をいいます。 常用(短時間)労働者 雇入れ日現在で65歳未満 創業後1年6ヶ月以内の雇用 雇入れ後3ヶ月以上経過済 | * 算定基礎期間とは？ 離職の日まで引き続いて適用事業に雇用保険 の被保険者として雇用された期間 | 法人の設立日 計画の申請期間 支給申請期間 4/1～6/30 8/1～8/31 10/1～12月の最終営業日まで 7/1～9/30 11/1～11/30 翌1/4～翌3/31 10/1～翌3/31 翌5/1～5/31 翌7/1～翌9/30 | * 中小企業事業主とは？ 下記資本金額又は常時雇用する従業員数のいずれかを満たす会 社・個人のことをいいます。 業種:資本金額:従業員数 卸売業: 1億円以下:100人以下 サービス業: 5千万円以下:100人以下 小売業: 5千万円以下:50人以下 ゴム製品製造業: 3億円以下:900人以下 ソフトウェア業: 3億円以下:300人以下 情報処理サービス業: 3億円以下:300人以下 旅館業: 5千万円以下:200人以下 * 新分野進出等とは？ 創業(含む分社化)又は異業種進出のことをいいます。 * 実施計画期間とは？ 改善計画申請日の翌日から1年の期間のうち実施計画認定後の 期間のことをいいます(但し、最長でも改善計画の申請日の翌日か ら1年間)。 |
| 支給対象となる経費等はどんな ものとなるの？ | 創業後6ヶ月以内に支払った下記 ~ の経 費 法人設立に関する事業計画作成費 (経営コンサルタントへの相談料等) 職業能力開発経費 (教育訓練費等) 設備・運営経費 (設備・備品費,事業所賃借料等) 例えば、机、いす、電話、営業用車両等の 費用 | 法人設立後3ヶ月以内に支払った下記 ~ の経費 法人等設立に関する事業計画作成費用 (経営コンサルタントへの相談料等) 職業能力開発経費 (教育訓練費等) 労働者の雇用管理の改善に関する事業費 (雇用管理マニュアルの作成費等) 設備・運営経費 (設備・備品費,事業所賃借料等) | 創業後6ヶ月以内に支払った下記 ~ の経 費 法人設立に関する事業計画作成費 (経営コンサルタントへの相談料等) 職業能力開発経費 (教育訓練費等) 設備・運営経費 (設備・備品費,事業所賃借料等) | * 当該助成金は、創業時の経費に対してなされるものではなく、基 盤人材等の雇用に対して定額で助成されるものです。 |
| 支給額は？ | 1. 上記 ~ の合計金額の1/3 (上限額150万円～500万円) 2. 労働者1人あたり30万円 (30歳以上の非自発的離職者の雇入れに限 り、100人が上限) | 上記 ~ の合計金額の1/3 (上限額200万円) | 上記 ~ の合計金額の2/3 (上限額500万円) | 1. 基盤人材1人あたり 140万円(5人が限度) 2. 一般労働者1人あたり 30万円(基盤人材の雇入れ数と同数までを限度) |
| これらの助成金を併せて受給 することはできるの？ (併給可能 併給不可能 ×) | × 受給資格者創業支援助成金 × 高年齢者等共同就業機会創出助成金 中小企業基盤人材確保助成金 | × 地域雇用受皿事業特別奨励金 × 高年齢者等共同就業機会創出助成金 中小企業基盤人材確保助成金 | × 受給資格者創業支援助成金 × 地域雇用受皿事業特別奨励金 中小企業基盤人材確保助成金 | 受給資格者創業支援助成金 地域雇用受皿事業特別奨励金 高年齢者等共同就業機会創出助成金 × 特定求職者雇用開発助成金 × 緊急就職支援者雇用開発助成金 新規・成長分野雇用奨励金 |